

岐阜県使用済金属類営業に関する条例

～平成25年10月1日施行～

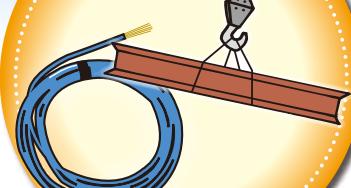
取引



使用済みとなった貴金属、
ダイヤモンド



使用済みとなった金属類



使用済みとなった自動車、
オートバイ、自転車、エアコンの室外機



県内で使用済金属類の取引をする方は、
岐阜県公安委員会の許可が必要です。!

許可が必要な取引

使用済金属類の売買・交換や委託を受けて売買・交換する営業

※県内の営業所において使用済金属類の取引を行う場合のほか、県内で行商により使用済金属類の取引を行う場合も許可が必要です。

条例の目的

盗難等に遭った使用済金属類の流通の防止と速やかな発見のため、使用済金属類営業に関する業務に必要な規制を行い、窃盗などの犯罪の防止と被害を迅速に回復することが目的です。

使用済金属類とは

次のいずれかに掲げる物であって、一度使用されたもの、使用されることなく使用のために取引された新品のもの又は製品の製造等に伴う副産物で、古物以外のものをいいます。

①金、白金、銀、これらの合金、これらの製品

②ダイヤモンド、ダイヤモンドの製品

③アルミニウム、鉄、銅、これらの合金、これらの製品

④希少な金属、その合金、これらの製品

⑤解体することにより上記のものを回収できる指定した製品～自動車、オートバイ、自転車、エアコン室外機